

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 5 年 8 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 26 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

財務監査及び行政監査の結果

令和5年9月26日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	214 機関のうち、66 機関	
教育委員会	98 機関のうち、7 機関	
公安委員会	60 機関のうち、0 機関	
その他（上記以外）	13 機関のうち、6 機関	計 385 機関のうち、79 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

また、当該事務の一部について、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり20機関において8件の指摘事項及び19件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	知事直轄	秘書課	8月29日	実地	—	—	—	7月12日（実地）
2	総務部	人事課	8月30日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
3		行政管理課	8月25日	実地	—	—	—	7月24日（実地）
4		職員厚生課	8月4日	実地	—	1	—	7月12日（実地）
5		税務課	8月30日	書面	—	—	—	8月1日（書面）
6		管財課	8月24日	実地	—	1	—	7月27日（実地）
7		総務事務センター	8月30日	書面	—	—	—	7月3日（書面）
8		清流の国推進部	清流の国づくり政策課	8月29日	実地	—	—	—
9	SDGs推進課		8月29日	実地	—	—	—	7月26日（実地）
10	地域振興課		8月8日	実地	—	—	—	7月11日（実地）

11	清流の国推進部	市町村課	8月8日	実地	—	—	—	7月21日(実地)	
12		デジタル戦略推進課	8月21日	実地	—	—	—	7月31日(実地)	
13		情報システム課	8月21日	実地	—	—	—	7月20日(実地)	
14	危機管理部	危機管理政策課	8月23日	実地	—	1	—	7月27日(実地)	
15		防災課	8月7日	実地	1	—	—	7月14日(実地)	
16	環境生活部	脱炭素社会推進課	8月10日	実地	—	—	—	7月25日(実地)	
17		廃棄物対策課	8月25日	実地	—	—	—	8月7日(実地)	
18		環境管理課	8月10日	実地	1	—	—	7月18日(実地)	
19		人権施策推進課	8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)	
20		統計課	8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)	
21		岐阜地域環境室	8月25日	実地	—	—	—	7月26日(実地)	
22		文化創造課	8月8日	実地	—	—	—	7月19日(実地)	
23		文化伝承課	8月30日	書面	—	2	—	7月3日(書面)	
24		文化祭総務企画課	8月21日	実地	—	—	—	8月4日(実地)	
25		清流の国ぎふ文化祭推進課	8月21日	実地	—	—	—	7月26日(実地)	
26		全国高等学校総文祭推進課	8月21日	実地	—	—	—	7月18日(実地)	
27		健康福祉部	医療整備課	8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)
28			国民健康保険課	8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)
29			医療福祉連携推進課	8月10日	実地	—	—	—	7月20日(実地)
30	保健医療課		8月25日	実地	—	—	—	7月26日(実地)	
31	感染症対策推進課		8月25日	実地	3	1	—	8月7日(実地)	
32	感染症対策調整課		8月25日	実地	—	—	—	7月18日(実地)	
33	生活衛生課		8月30日	書面	1	—	—	7月3日(書面)	
34	薬務水道課		8月7日	実地	—	—	—	7月14日(実地)	
35	地域福祉課		8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)	
36	高齢福祉課		8月10日	実地	—	—	—	7月18日(実地)	
37	障害福祉課		8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)	
38	男女共同参画・女性の活躍推進課		8月24日	実地	—	—	—	8月4日(実地)	
39	子育て支援課		8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)	
40	子ども家庭課		8月24日	実地	—	—	—	7月25日(実地)	
41	商工労働部	商業・金融課	8月10日	実地	—	—	—	7月24日(実地)	
42		産業人材課	8月24日	実地	—	—	—	7月25日(実地)	
43		企業誘致課	8月10日	実地	—	—	—	7月14日(実地)	
44		産業デジタル推進課	8月21日	実地	—	—	—	7月25日(実地)	
45		産業イノベーション推進課	8月7日	実地	—	—	—	7月12日(実地)	
46		航空宇宙産業課	8月2日	実地	1	1	—	7月11日(実地)	
47		地域産業課	8月30日	書面	—	1	—	7月3日(書面)	
48		県産品流通支援課	8月30日	書面	—	1	—	7月3日(書面)	
49		岐阜地域産業労働室	8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)	
50	観光国際部	観光国際政策課	8月23日	実地	—	1	—	7月31日(実地)	
51		観光誘客推進課	8月23日	実地	—	1	—	7月20日(実地)	
52	農政部	農政課	8月29日	実地	—	—	—	8月8日(実地)	
53		農産物流通課	8月9日	実地	—	1	—	7月12日(実地)	
54		農産園芸課	8月9日	実地	—	—	—	7月21日(実地)	
55		畜産振興課	8月24日	実地	—	—	—	7月27日(実地)	
56		家畜防疫対策課	8月4日	実地	—	—	—	7月13日(実地)	

57	林政部	林政課	8月23日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
58		森林活用推進課	8月9日	実地	—	—	—	7月24日(実地)
59		県産材流通課	8月9日	実地	—	—	—	7月13日(実地)
60	県土整備部	建設政策課	8月23日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
61		用地課	8月2日	実地	—	—	—	7月14日(実地)
62		道路維持課	8月9日	実地	—	—	—	7月20日(実地)
63	都市建築部	都市政策課	8月29日	実地	—	1	—	8月10日(実地)
64		都市整備課	8月29日	実地	—	1	—	7月31日(実地)
65		公共建築課	8月4日	実地	1	—	—	7月13日(実地)
66		都市公園課	8月9日	実地	—	3	—	7月19日(実地)
67	教育委員会	義務教育課	8月8日	実地	—	—	—	7月13日(実地)
68		高校教育課	8月2日	実地	—	—	—	7月11日(実地)
69		特別支援教育課	8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)
70		教育研修課	8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)
71		体育健康課	8月4日	実地	—	—	—	7月13日(実地)
72		学校安全課	8月4日	実地	—	—	—	7月10日(実地)
73		教育財務課	8月30日	書面	—	1	—	7月3日(書面)
74	その他	出納事務局	8月30日	実地	—	1	—	8月8日(実地)
75		議会事務局	8月25日	実地	—	—	—	8月7日(実地)
76		選挙管理委員会事務局	8月8日	実地	—	—	—	7月21日(実地)
77		人事委員会事務局	8月7日	実地	—	—	—	7月11日(実地)
78		監査委員事務局	8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)
79		労働委員会事務局	8月30日	書面	—	—	—	7月3日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 20機関				8件	19件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
職員厚生課	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、随意契約を締結する際に必要な見積書を徴取することなく、事前決裁前に予定価格の算出のために参考として入手した見積書を契約に必要な見積書として利用していたので、今後は適正に処理されたい。
管財課	指導事項	物品の管理事務において、岐阜県新庁舎電気自動車用充電設備設置工事の請負契約により取得した来庁者用急速充電装置など計5台(うち2台は100万円以上の備品)の物品登録が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
危機管理政策課	指導事項	岐阜県防災情報通信システム新庁舎移設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)等に規定する変更契約に係る契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置

		するとともに、今後は適正に処理されたい。
防災課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金611,028円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
環境管理課	指摘事項	有害大気汚染物質調査業務委託の契約事務において、競争入札にかかる予定価格の算定に当たり、当該業務のうち分析業務費の設計金額を税抜の2,397,600円とすべきところ、誤って税込の2,637,360円としていたため、予定価格が過大なものとなったまま、当該予定価格で一般競争入札を行った。 入札の結果、再度の入札に付しても落札者がいなかったため、最低入札者と随意契約を締結していたが、契約金額及び支出額が適正に算定した場合の予定価格に比べ過大なものとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
文化伝承課	指導事項	令和4年度白山カモシカ保護地域特別調査業務に係る契約事務において、契約保証金の納付の免除に係る決裁が契約締結後に行われていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の処分手務において、不用決定に必要な手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
感染症対策推進課	指摘事項	令和3年度の宿泊療養に係る健康管理指導に要する経費（報償費等）の支出事務において、支払先を誤り、同姓同名の第三者に2件163,411円が支払われており、うち1件については、健康管理指導を行った日から5か月以上経過後に正当な債権者へ支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	物品の管理事務において、宿泊療養施設に配備していたパルスオキシメーター2台（取得価格308,000円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料70,455円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料132,847円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
生活衛生課	指摘事項	第一種動物取扱業の登録に関する事務において、生活衛生課が申請者に対し、登録の必要がない営業に関し保健所に確認することなく登録が必要である旨の説明を行ったため、同申請者が営業地区管轄の保健所において登録の申請を行い、当該保健所が申請を受理した件について、損害賠償金（登録申請手数料相当分）15,000円が申請者に支払われていたため、今後は適正な事務処理を徹底されたい。
航空宇宙産業課	指摘事項	行政財産の目的外使用許可に係る使用料及び管理費の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、許可日（令和4年4月1日）から2か月以上経過した後に収納されていたため、今後は適正に処理されたい。

	指導事項	新県庁舎移転に伴う物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま物品が廃棄されていたので、今後は適正に処理されたい。
地域産業課	指導事項	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
県産品流通支援課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料95,348円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
観光国際政策課	指導事項	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
観光誘客推進課	指導事項	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
農産物流通課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料119,933円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
都市政策課	指導事項	新県庁舎移転に伴う物品の処分事務において、令和5年3月より旧県庁舎残置物品の廃棄作業が開始されるため、令和5年2月28日までに不用決定手続を完了させる必要があったにもかかわらず、物品処分の出納通知（物品処分等調書の作成）が令和5年3月31日に行われていたので、今後は適正に処理されたい。
都市整備課	指導事項	新県庁舎移転に伴う物品の処分事務において、令和5年3月より旧県庁舎残置物品の廃棄作業が開始されるため、令和5年2月28日までに不用決定手続を完了させる必要があったにもかかわらず、物品処分の出納通知（物品処分等調書の作成）が令和5年3月31日に行われていたので、今後は適正に処理されたい。
公共建築課	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として242,462円の費用負担が発生するとともに、公用車が損傷（修繕料相当額392,385円（当該車両の更新を令和4年度に予定していたため未修理））していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
都市公園課	指導事項	県単都市公園事業（魅力向上再整備）モロッコロイヤルローズガーデン改修工事において、契約金額の増額変更が行われていたが、契約保証金額が、変更後の契約金額の100分の5以下になったにもかかわらず、契約相手方に変更後の契約金額の10分の1以上の増額請求がされていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	県単都市公園事業（魅力向上再整備）モロッコロイヤルローズガーデン改修工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま

		物品が廃棄されていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
教育財務課	指導事項	岐阜各務野高等学校ホッケー場改修（人工芝張替）工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する変更契約に係る契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
出納事務局	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料250,360円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。